

平成28年4月に

『**徳島県自転車の安全で
適正な利用に関する条例**』
が施行されました!



交通事故の場合の措置

道路交通法72条第1項前段引用

- ① 直ちに車両等の運転を停止して、
- ② 負傷者を救護し、
- ③ 道路における危険を防止する措置を講じなければならない



交通事故に関する相談は、
交通事故相談所をご利用ください!

【相談場所】 県庁1階

【相談受付】 土・日・祝・年末年始を除く
9時～12時、13時～16時

【電話】 088-621-3200
電話での相談も可能です

条例の概要

目的

自転車の安全で適正な利用に関し、県等の責務や県民等の役割を明らかにし、協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開することにより、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的に条例を定めた。

自転車利用者の責務

自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法令を遵守し、歩行者、自転車等の通行に十分配慮し、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

以下の項目に努めなければならない。

- 1 自転車乗車時に乗車用ヘルメットを着用すること。
- 2 障がい者、高齢者等が通行する歩道においては、自転車を押して歩き、その通行を妨げないこと。
- 3 安全のための必要な器具を備え付けること。

点検整備の実施及び自転車損害賠償保険等への加入促進

- 1 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、自転車の点検整備を業として行う者による点検・整備を行うよう努めなければならない。
- 2 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体、又は財産の損害を賠償することができるよう保険又は共済への加入その他、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

自転車を安全で適正に
利用するために



徳島県
消費者暮らし政策課

データで見る自転車事故

●負傷程度別のヘルメット着用率(H20年～H29年)

着用	死亡		重傷		軽傷	
	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
着用	3	4.00%	145	14.98%	1,055	16.08%
頭部	2	2.67%	18	1.86%	126	1.92%
その他	1	1.33%	127	13.12%	929	14.16%
非着用	72	96.00%	823	85.02%	5,507	83.92%
頭部	40	53.33%	146	15.08%	906	13.81%
その他	32	42.67%	677	69.94%	4,601	70.12%

致命傷となった部位の
約56%が頭部!

ヘルメット非着用時の
致死率は着用時と比べて
約4.5倍!



●年齢層別発生件数(H25年～H29年)

	件数	構成率
16歳未満	937	20.2%
16～24歳	1,111	23.9%
25～29歳	167	3.6%
30～39歳	336	7.2%
40～49歳	357	7.7%
50～59歳	324	7.0%
60～64歳	245	5.3%
65歳以上	1,172	25.2%
合計	4,649	



事故の当事者は
**中・高校生などの
若者が最も多い!**

●年齢層別死亡者数(H25年～H29年)

	死者数	構成率
16歳未満	2	5.4%
16～24歳	0	0.0%
25～29歳	1	2.7%
30～39歳	1	2.7%
40～49歳	3	8.1%
50～59歳	2	5.4%
60～64歳	0	0.0%
65歳以上	28	75.7%
合計	37	



高齢者が死者数に
占める割合は
約76%

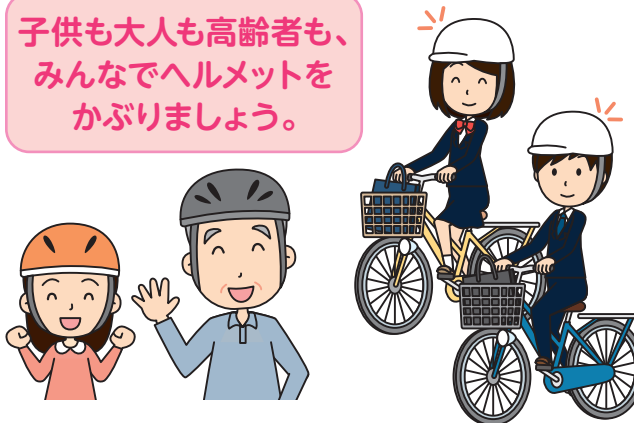
条例から見る自転車乗車時のポイント

ポイント 1

ヘルメットを着用しましょう

ヘルメットをかぶっていれば、頭へのダメージを大きく減らすことができます。

子供も大人も高齢者も、
みんなでヘルメットを
かぶりましょう。



ポイント 2

自転車の保険に加入しましょう

自転車事故により、他人に与えた損害を賠償できるように保険に加入しましょう。

自転車が加害者となる事故で、
高額賠償が請求される例が
起きています。



ポイント 3

自転車は点検整備をしましょう

普段から簡単な点検や年に1回の定期的な点検整備を心がけましょう。

大切な自転車をいつも
安全に利用しましょう。



■TSマークを知っていますか?

自転車を安全に利用してもらうため、自転車販売店など整備士が自転車を点検整備して安全を確認したときに貼られるマークです。このマークが貼られている自転車には、傷害保険と賠償責任保険が付加されています。

有効期間は点検の日から1年間です。

